

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹敬久

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 広域連合長その他公印を設定されている職にある職員（以下この項において「広域連合長等」という。）に事故があったことにより、又は広域連合長等が欠けたことにより他の職員が広域連合長等の職務を代行するときは、広域連合長等の公印を使用するものとする。

別表広域連合長職務代理者印の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。